

歯科健診等のあり方等に関する検討会（第2回）	参考資料2
令和8年6月22日（月）	



歯科健診等のあり方等に関する検討会(第1回)	資料3
令和8年5月11日（月）	

簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診について

厚生労働省 医政局

歯科保健課 歯科口腔保健推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

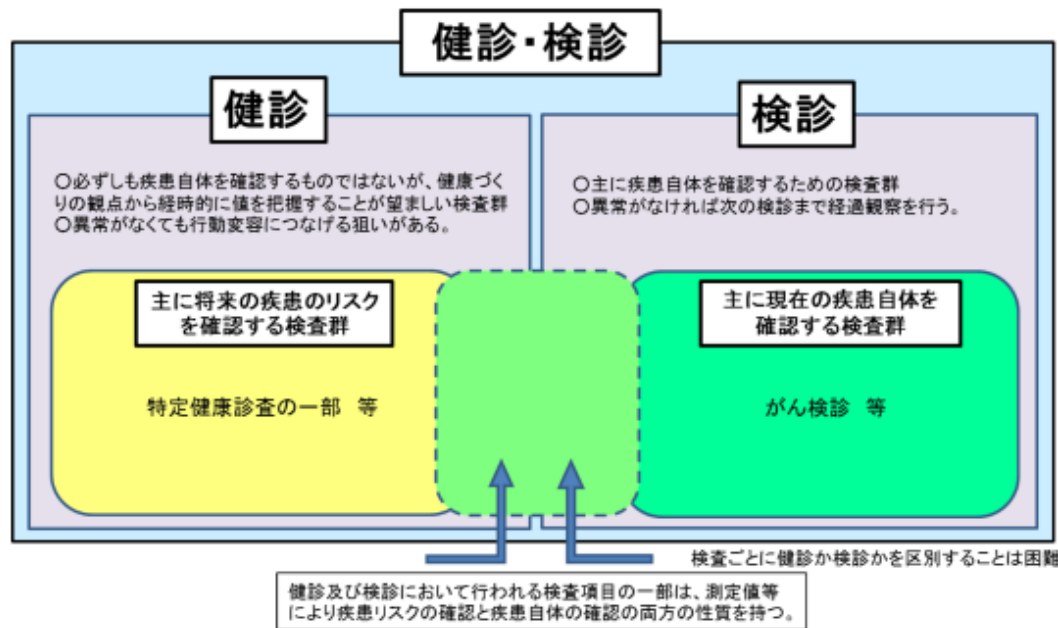
健康診査とは

○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年6月14日、厚生労働省告示第242号） 第一 基本的な考え方

健康診査は、**疾病を早期に発見し、早期治療につなげる**こと、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、**疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するもの**である。

なお、健康診査は、大きく「健診」と「検診」に分けられる。**健診は、必ずしも特定の疾患自体を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であり、健診の結果、異常がないとしても行動変容につなげる狙いがある。**検診は、主に特定の疾患自体を確認するための検査群であり、検診の結果、異常がなければ次の検診まで経過観察を行うことが多いものである。

【図1】



健康診査等専門委員会報告書
(令和元年8月) 抜粋

現在の歯科健診の実施方法と課題

- 歯科医師による歯科健診では、歯・口腔の状態について広く診査を行っており、健診の種類によらず、歯科の主な疾患であるう蝕・歯周病のいずれも診ている。
- 職域等、様々な環境で歯科健診を推進していくには時間やコストが課題となりうる。

<歯科医師による歯科健診の実施イメージ>



歯科医療機関



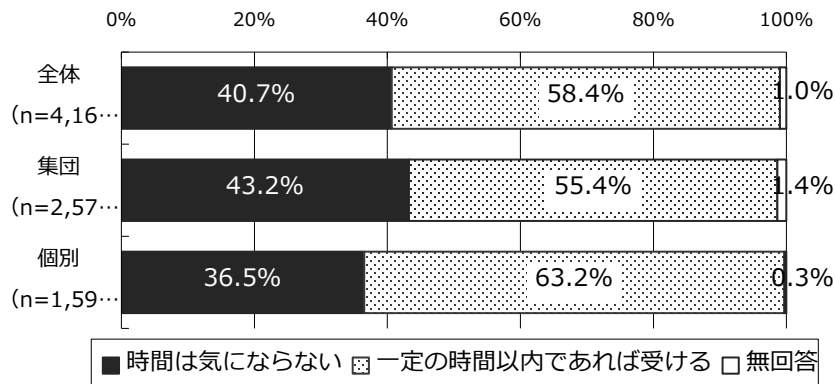
精密検査・確定診断

診査項目例（歯周病検診の場合）

問診、歯の状況（むし歯、被せ物）、歯肉の状態（歯肉出血、歯周ポケット、歯石の付着状況）
歯列・咬合の状態、口腔粘膜（粘膜の色・形状）、口腔衛生状態

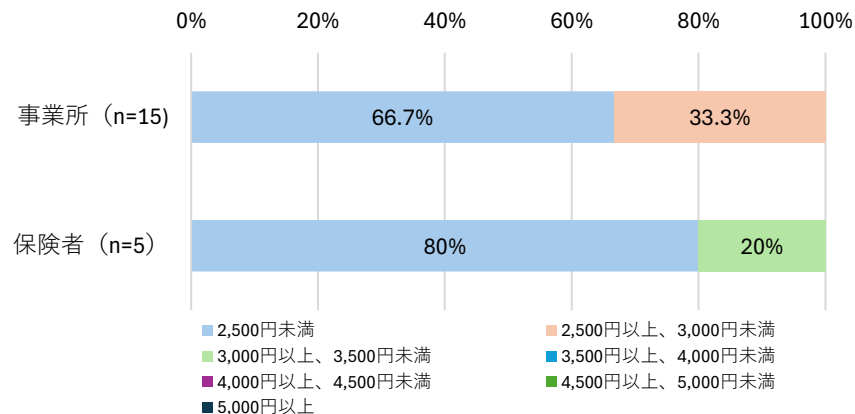
<歯科健診の課題>

歯科健診の待ち時間による受診意向（実施方式別）



出典：令和元年度歯科健康診査推進事業に係る調査研究

「歯科健診」を自社で実施する場合に可能な費用負担額 事業所・保険者別（一人あたり費用）



出典：令和5年度就労世代の歯科健康診査等推進事業

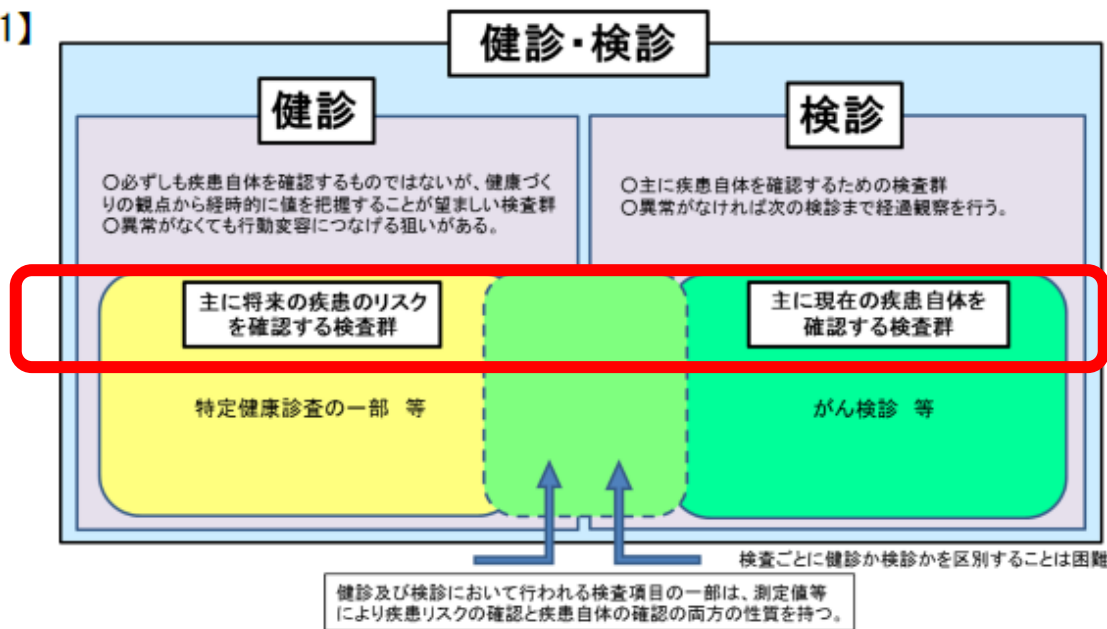
健康診査とは（再掲）

○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年6月14日、厚生労働省告示第242号） 第一 基本的な考え方

健康診査は、**疾病を早期に発見し、早期治療につなげる**こと、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、**疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するもの**である。

なお、健康診査は、大きく「健診」と「検診」に分けられる。**健診は、必ずしも特定の疾患自体を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であり、健診の結果、異常がないとしても行動変容につなげる狙いがある。**検診は、主に特定の疾患自体を確認するための検査群であり、検診の結果、異常がなければ次の検診まで経過観察を行うことが多いものである。

【図1】



疾病の診断、治療等に使用する医薬品、医療機器の薬事分類

- 疾患自体や疾患のリスクを「検査」するための医薬品や医療機器については、「薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法という）」に「体外診断用医薬品」、「医療機器（医療機器プログラム含む）」が位置づけられている。
- 「体外診断用医薬品」、「医療機器（医療機器プログラム含む）」は製造販売について厚生労働大臣の承認が必要である。

第二条 第4項

この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

第二条 第14項

この法律で「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。

第二十三条の二の五

医療機器（一般医療機器並びに第二十三条の二の二十三第一項の規定により指定する高度管理医療機器及び管理医療機器を除く。）又は体外診断用医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品及び同項の規定により指定する体外診断用医薬品を除く。）の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

唾液検査による歯周病スクリーニングに関する研究①

○ 唾液検査を用いた歯周病のスクリーニングについては、これまで有用性が報告されている。

- 唾液中のヘモグロビン、乳酸脱水素酵素が歯周病の病態を反映し、集団健診における歯周病のスクリーニングに有用である。
- また、歯周病の治療経過に伴い、歯周組織の病態の変化に合わせて、唾液中のヘモグロビン、乳酸脱水素酵素が変動する。

「歯周疾患の予防、治療技術の評価に関する研究」（平成12-14 年度厚生労働科学研究、主任研究者：鴨井久一）

- 唾液中のヘモグロビン、乳酸脱水素酵素の値が歯周病が発症する前に上昇すること、治療終了後の患者において唾液中のヘモグロビン、乳酸脱水素酵素の値が高い者が歯周病の再発、進行を起こしやすいことが明らかとなり、唾液中のヘモグロビン、乳酸脱水素酵素に予知性がある。

「効果的な歯周疾患の判定法および治療技術の開発」（平成15-17 年度厚生労働科学研究 主任研究者：花田信弘）

- 「歯周疾患の予防、治療技術の評価に関する研究」ではヘモグロビンの測定方法が遊離ヘモグロビンのみを測定する酵素法であったが、その後、免疫法を用いた測定法により、その測定感度が向上した。
- 「効果的な歯周疾患の判定法および治療技術の開発」においてはいくつかの地域で歯周病のスクリーニングで免疫法を用いたヘモグロビン測定を行い、スクリーニングの基準値として、唾液中ヘモグロビン基準値を2.0 μ g/ml とした。

唾液検査による歯周病スクリーニングに関する研究②

○ 体外診断用医薬品等を使用した取組について、コスト分析や医療費の影響に係る分析が行われている。

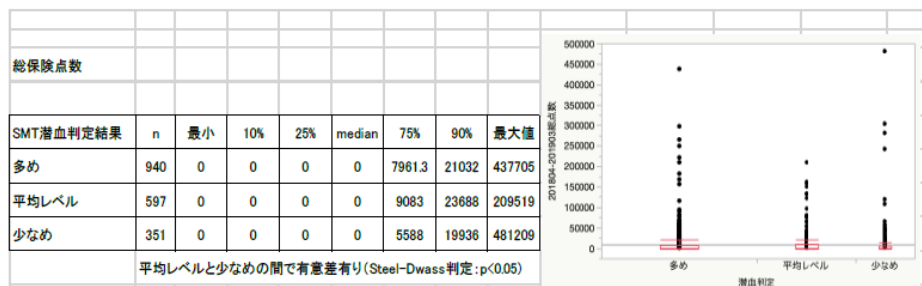
方法：A市とB市における国保特定・後期高齢者健診（以降、特定健診）受診者のうち歯科健診および唾液検査を受診した1,888名に、

- ・ 問診
- ・ 従来の歯科医師による歯科健診（以降、歯科健診）
- ・ 歯科保健指導
- ・ 唾液を用いた歯科スクリーニング検査（以降、唾液検査）を実施

※唾液検査には、う蝕原性菌、潜血、白血球、タンパク質等を検査可能な研究用試薬（SMT、ライオン株式会社）と、**潜血のみを測定する体外診断用医薬品（ペリオスクリーン7、サンスター株式会社）**を使用。

1. 唾液検査の精度
2. 唾液検査が受診者の歯科及び全身の健康増進に与える影響
3. 唾液検査のコスト分析および費用対効果 を検証。

SMT潜血判定結果と同年の医療費（平成29年度の保険点数）



結果：

1. 歯周炎の診断に関して唾液の潜血の精度は、SMT（感度63.5~65.6%、特異度53.6~60.0%、精度59.5~61.6%）、ペリオスクリーン（感度73.1%、特異度40.0%、精度56.4%）
2. アンケート調査結果から健診対象者の唾液検査の受け入れは良好であり、受けないと回答した率は3~4%程度と低かった。唾液検査結果と歯科受診との関連を検討した結果では、現状で唾液検査は歯科受診行動、それに伴い期待される歯周病の改善には結びついていなかった。しかしながら、唾液検査の結果にそって歯科受診が行われ、歯周病が改善すると、全身の健康にも良い影響を与える可能性が示された。
3. 本研究では唾液検査にかかるコストおよび費用対効果を検討した。一人あたりの健診者にかかるコストは、歯科医師による歯科健診で1,262円から1,695円。ペリオスクリーンを用いた唾液検査で633円から483円であり、人件費を除くと、コストは150円ほどに抑えられる。唾液検査結果と医療費との関連を検討したところ、両者間には有意な関連が認められ、唾液検査結果が良好な者ではかかっている医療費は有意に低かった。

以上の結果から、**唾液検査に導入コストは100円台と低く、また、唾液検査結果と医療費との関連が示唆されたことから、唾液検査は特定健診等の健診と同時に実施する価値があると考えられた。**

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）環境整備事業 （歯周病等スクリーニングツール開発支援事業）

令和7年度予算額 1.2億円（2.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2024」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は58.0%（R4歯科疾患実態調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で81.6%（R4地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。

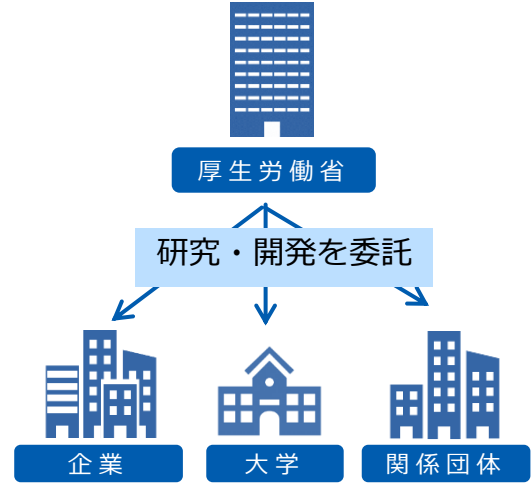


自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。
（要件イメージ）
- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



実施主体 企業、大学、関係団体等：3主体程度

唾液等を検体とした体外診断用医薬品

※令和8年4月時点で添付文書が公開されている製品（廃盤品は除く。歯科保健課調べ。）

株式会社ジーシー昭和薬品



- ・サリバスター

【使用方法】

判定 陰性 陽性(+)

30~60秒 判定

0 2 10
ヘモグロビン濃度 (μg/mL)

Hb：ヘモグロビン

1. 唾液の採取
2. 試験紙を浸す (2~3秒)
3. 色調で判定 (Hb濃度を測定)

【結果取得】即時

アークレイ株式会社

- ・シルハペーパー ケンシン-ヘモグロビン

【使用方法】

1. 先口吐出液の採取
2. 試験紙を浸す
3. 専用装置で測定 (Hb濃度を測定)

【結果取得】即時

株式会社松風

- ・PTMキット



【使用方法】

1. 歯肉溝滲出液の採取
2. 専用トレイに試薬と検体を注入
3. 専用試薬を滴下
4. 色調で判定 (AST量を測定)

AST：アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (歯周組織の破壊により放出される酵素)

【結果取得】即時

アルフレッサファーマ株式会社

- ・ネスコート Sa-Hb オート



【使用方法】

1. 唾液の採取
2. 専用液で希釈
3. 専用装置で検出 (Hb濃度を算出)

【結果取得】後日

※手順3については専用試薬と混合した後に分光光度計で検出することも可能

栄研化学株式会社

- ・OC-ヘモディアオートⅢ'栄研'
- ・OC-ヘモディアオートS'栄研'
- ・LZテスト'栄研' HbAo



【使用方法】

1. 唾液の採取
2. 専用液で希釈
3. 専用装置で検出 (Hb濃度を算出)

【結果取得】後日 (装置があれば当日取得も可)

(写真：OCセンサー-PLEDIA)
※製品毎に使用可能な専用装置は異なる

薬機法上の承認事項

- 現在（令和8年4月）承認されている唾液等を検体とした体外診断用医薬品の使用目的は「ヘモグロビンの検出」や「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）量の測定」であり、歯周病関連のリスク評価となっている。
- 一方、う蝕や咬合状態（口腔機能）、粘膜の状態などのリスクを評価する体外診断用医薬品や医療機器（医療機器プログラム含む）は、現時点で上市されていない。

（体外診断用医薬品の例）

使用前に本電子化された添付文書をよく読んでください。

体外診断用医薬品
製造販売承認番号 30600EZ00040000

ヘモグロビンキット
サリバスター®

【全般的な注意】

- 本製品は体外診断用であり、それ以外の目的に使用しないでください。
- 診断は他の関連する検査結果や臨床症状等に基づいて総合的に判断してください。
- 添付文書以外の使用方法については保証を致しません。

【形状・構造等（キットの構成）】

- 各構成試薬の名称
試験紙
- 反応系に関与する成分
試験紙
3,3',5,5'-テトラメチルベンジジン（TMBZ）
クメンヒドロペルオキシド（CHP）

【使用目的】
唾液中のヘモグロビンの検出


2025年2月作成（第1版）

③ その他
歯周病以外の口腔内の出血や鼻腔内の出血により陽性の判定となります。

【用法・用量（操作方法）】

- 唾液の採取
唾液を採唾容器に採取し、直ちに試験してください。
- 試験紙の浸し方
発色部分を、採取した唾液に2～3秒間浸してください。
- 比色判定法
30秒～1分後、判定側の発色を目視により標準比色表と比較照合してください。

試験紙



**この電子添文をよく読んでから使用してください

体外診断用医薬品

アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼアッセイキット
歯肉溝滲出液（GCF）中のアスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ量（AST量）測定用

PTM キット

【全般的な注意】

- 本キットは、体外診断用でありそれ以外の目的に使用しないこと。
- 診断ならびに治療効果の判定は、他の検査結果や臨床症状に基づいて総合的に判断すること。
- 添付文書以外の使用方法については保証を致しません。
- 本キットの開始液、および各陽性標準液（A,B,C 溶液）には、保存剤としてアジ化ナトリウムが含まれていますので、皮膚に付着したり、目に入らないようにすること。皮膚に付着した場合は、すぐにアルコール綿などで拭いた後、大量の流水で洗浄すること。万一目に入った場合は、すぐに大量の流水で洗浄し、眼科医の診察を受けること。

****【形状・構造等（キットの構成）】**

**本キットは下記の6種類の試薬及びペーパーストリップス（付属品）から構成されており、通常20回の検査ができます。

**1) 乾燥試薬トレイ 20枚（4ウェル（回）/枚）
L-システインスルフィン酸+α-ケトグルタル酸水和物
マラカイトグリーンカルピノール、ローダミン B

**2) 試薬溶解液 1本（9mL）
α-ケトグルタル酸-ナトリウム

**3) 開始液 1本（3mL）
4) A 溶液（800 μIU 陽性標準液）（AST 濃度 800 μIU/29 μL）
α-ケトグルタル酸-ナトリウム 1本（1.1mL）

5) B 溶液（1200 μIU 陽性標準液）（AST 濃度 1200 μIU/29 μL）
α-ケトグルタル酸-ナトリウム 1本（1.1mL）

6) C 溶液（1800 μIU 陽性標準液）（AST 濃度 1800 μIU/29 μL）
α-ケトグルタル酸-ナトリウム 1本（1.1mL）

製造販売承認番号：21900MY0030000

測定原理図解



【操作上の注意】

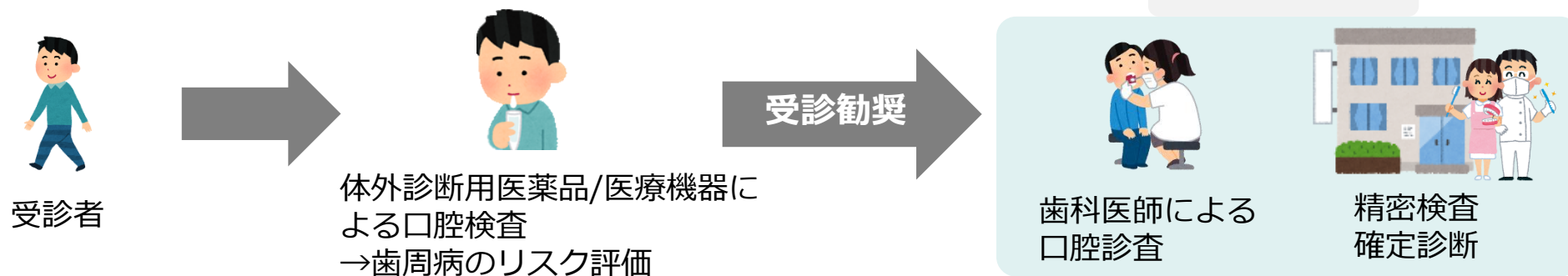
1) 測定試料の性質、採取法

- 歯肉溝滲出液（GCF）を検体とすること。
- 検体の採取はプロービングデプス（PD）等の臨床パラメータを測定する前に行うこと。
- 検体採取前に採取部位の周囲を乾燥させて、AST が唾液により希釈されるのを防止すること。
- 再現性の良い結果を得る為、検体の採取時間は30秒間とすること。
- 血液等が検体に混入しないようにすること。
- ペーパーストリップスは、検体を採取した白い部分が全てウェルの溶液に浸るように置くこと。
- 測定に使用するウェルに試薬溶解液を添加してから15分以上経過すると、各陽性標準液を添加した後の反応時間が短くなり、AST 量の測定が困難になります。そのため、検体の採取はウェルに緩衝液を添加してから15分以内に終了すること。
- 同一部位から検体を採取する場合は、20分以上間隔をあげ

現状における簡易な口腔スクリーニングを使用する場合の課題

- 薬機法に位置付けられる体外診断用医薬品や医療機器（医療機器プログラム含む）を用いた口腔検査から歯科医療機関への受診勧奨までを「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」とした場合、現時点においては歯周病のリスクのみしか検査できない。

簡易な口腔スクリーニングを用いる場合の流れ



【歯科医師が行う歯科健診（歯周病検診等）との比較】

- 歯科医師が口腔内を検査する場合は、歯周病のみでなく、う蝕（むし歯）や口腔機能の状態など、口腔を全体的に診査できるが、現時点で承認されている体外診断用医薬品においては、歯周病のリスクのみしか検査できないため、他の歯科疾患のリスクを検査することができない。
- 現在上市されている体外診断用医薬品は、唾液のHb濃度又は歯肉溝浸出液のAST量を測ることで歯周病のリスクを評価するものであり、歯周病の診断をしているわけではない。

簡易な口腔スクリーニングの活用に関する現状と課題

- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の推進にあたっては、歯・口腔の健康づくりプランの目標値において、令和14年度までに「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」95%とされている。
- 現時点でこの割合は63.8%であり、特に働き世代において受診率が低い。
- 働き世代が受診しない理由としては「時間がない」が多く、他方、事業主や保険者など実施主側が歯科健診を行わない理由としてはコストの問題もある。
- そのため、特に働き盛り世代が受診しやすいように、歯科医師が口腔内を直接診査する従来の歯科健診に加えて、簡易な口腔スクリーニングを活用した新たな歯科健診の仕組みが必要であると考えられる。
- 過去にも、歯周病のスクリーニングとして唾液検査における有用性などが報告されている。
- 現時点で、唾液等を検体とした体外診断用医薬品が承認されているが、これらの体外診断用医薬品を用いた簡易な口腔スクリーニングを「歯科健診」として取り扱うかは明確になっていない。
- 唾液等を検体とする体外診断用医薬品は、ヘモグロビン等の検出により歯周病リスクを評価するものであるため、う蝕やその他の歯・口腔の疾患については別途、評価することが必要である。
- これまで、モデル事業等において、歯科健診をこれまで実施していない企業、保険者、自治体等に対して、唾液検査等を用いたスクリーニングや受診勧奨を実施したところ、実施者や受診者から所要時間や費用等の観点で一定の評価が得られるとともに、歯科受診につながることを示唆されている。今後、広く実施できるようにするためには、体外診断用医薬品を用いる場合の留意事項等について整理する必要がある。

簡易な口腔スクリーニングを使用する場合の対応方針（案）

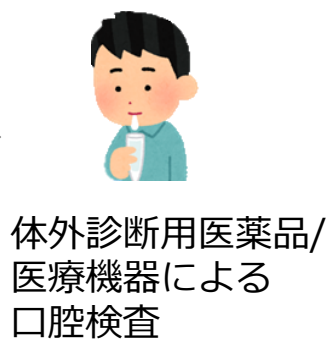
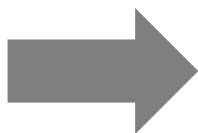
- 特に働き盛り世代に対して、定期的な歯科受療や、歯科疾患の早期発見・早期治療を促す観点から、**薬機法に位置付けられる体外診断用医薬品や医療機器（医療機器プログラム含む）による口腔検査から歯科医療機関への受診勧奨までを「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」としてはどうか。**
- 現時点で、具体的には、例えば以下のようなスキームが考えられるが、「**簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診**」の方法としてどのような方法が考えられるか。
 1. 質問紙等によるむし歯やその他の歯科疾患に関する口腔状態の確認
 2. 体外診断用医薬品による歯周病リスクの検査
 3. 上記2つの結果を踏まえ、歯科医療機関へ受診勧奨を実施
- 簡易な口腔スクリーニングを補完するための質問紙等（質問項目）について、どのようなものが考えられるか。
- 「**簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診**」の考え方を整理するにあたっては、関係学会の意見も踏まえて検討することとしてはどうか。

簡易な口腔スクリーニングを使用する場合の 歯科健診の考え方（現時点案）

簡易な口腔スクリーニングを使用する場合の歯科健診（案）

- 「歯科健診」として簡易な口腔スクリーニング検査を用いる場合には、受診勧奨まで行い、結果に応じて適切に歯科医療機関につなげるようにする。

簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診



歯科医療機関



歯科医師による
口腔診査



精密検査
確定診断

実施方法について（案）

- 歯周病については、現時点で承認されている体外診断用医薬品を用いてリスク検査を行う。
- う蝕や咬合状態、口腔機能、口腔粘膜の状態等については、これらのリスクを評価する体外診断用医薬品や医療機器（医療機器プログラム含む）は、現時点で上市されていないため、質問紙等で代用する。

検査項目

	歯科医師による歯科健診	簡易な口腔スクリーニング を用いた歯科健診※
歯周病	<ul style="list-style-type: none">• 歯科医師が直接、歯や口腔を診査• 必要に応じて質問紙等を使用	<ul style="list-style-type: none">• 体外診断用医薬品による歯周病リスクの検査
う蝕（むし歯）		<ul style="list-style-type: none">• 質問紙等で代用
咬合状態、口腔機能、 口腔粘膜の状態等		<ul style="list-style-type: none">• 質問紙等で代用 （現時点で検査可能な体外診断用医薬品等が上市されていない項目等）

※現在承認されているもの

質問紙の例（歯周病検診マニュアル2023）

1. 歯や口の中の状況等

歯科健康診査票

（受診者記入欄）

性別	1. 男性 2. 女性	年齢	歳	職業等	1. 会社員 2. 自営業者 3. 学生 4. 無職 5. その他（ ）
----	-------------	----	---	-----	--------------------------------------

以下のQ.1～Q.16の各質問について、「回答」欄のあてはまる番号に○をつけてください。
特に断りのない場合、○は1つだけつけてください。

質問	回答
1. 歯や口の中の状況等についてお伺いします。	
Q. 1 現在、ご自分の歯や口、あごの状態でご気になることはありますか。	1. ない 2. ある
① 【Q. 1で「2. ある」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 歯の状態・痛み 2. 外観 3. 発音 4. 口臭 5. 歯ぐきの状態・痛み 6. かみ具合 7. 口の渇き 8. あごの痛み 9. 歯がしりや食いしばりなどの習癖 10. その他（ ）
② 【上記質問で「5. 歯ぐきの状態・痛み」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 痛みがある 2. 歯をみがくと血が出る 3. はれてフヨフヨする 4. 歯ぐきが下がっている 5. 歯がぐらぐらする
Q. 2 自分は歯周病だと思いますか。	1. 思わない 2. 思う
Q. 3 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1. 何でもかんで食べることができる 2. 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、 かみにくいことがある 3. ほとんどかめない
Q. 4 冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	1. しみない 2. 時々しみる 3. いつもしみる
Q. 5 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1. いいえ 2. はい
Q. 6 お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. いいえ 2. はい

2. 日常生活習慣等

2. 日頃の生活習慣等についてお伺いします。	
Q. 7 歯をみがく頻度はどのくらいですか。 （歯が全くない人は回答不要です）	毎日みがく（1. 1回 2. 2回 3. 3回以上） 4. とときどきみがく 5. みがかない
Q. 8 【Q. 7】で「5. みがかない」以外をお答えになった方 歯をいつみがくのか、あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 朝食後 2. 昼食後 3. 夕食後 4. 夜寝る前 5. その他
Q. 9 歯間ブラシまたはフロスを使っていますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q. 10 ゆっくりよくかんで食事をしますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q. 11 たばこを吸っていますか。	1. 吸っていない 2. 吸っている
3. 歯科の健（検）診や治療の状況等についてお伺いします。	
Q. 12 直近で、歯科医院にいつ頃行きましたか。	1. 半年以内 2. 1年以内 3. 1年以上行っていない
① 【Q. 12で「1. 半年以内」または「2. 1年以内」とお答えになった方】 どのような目的で行きましたか。 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 治療 2. 歯科健（検）診 3. 予防（フッ化物塗布、歯の清掃など） 4. その他
② 【Q. 12で「1. 半年以内」または「2. 1年以内」とお答えになった方】 その際に、「歯周病の治療が必要です」と言われましたか。	1. 言われなかった 2. 言われた
Q. 13 かかりつけの歯科医院がありますか。	1. はい 2. いいえ
Q. 14 ご自分の歯は何本ありますか。（親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯は含みます。）	1. 20本以上 2. 19本以下 3. わからない
4. その他	
Q. 15 次の病気について、指摘されたことがありますか。 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. ない 2. 糖尿病 3. 関節リウマチ 4. 脳梗塞（脳卒中） 5. 狭心症・心筋梗塞・動脈硬化症 6. 呼吸器疾患 7. その他
Q. 16 【女性の方にお伺いします。】 現在、妊娠していますか。 （その可能性がある場合も含みます。）	1. はい 2. いいえ

受診勧奨までの流れのイメージ（案）

体外診断用医薬品

質問紙等

歯科保健指導/受診勧奨

結果

陽性

陰性

自覚症状等が認められる

自覚症状等が認められない

結果に応じた
歯科保健指導

歯科医療機関での
精密検査を促す

歯科医療機関への
受診を促す

歯科医療機関での
定期健診・
定期管理を勧める